安全で美味しい島根の県産品認証制度現地審査規程

（目的）

第１ 安全で美味しい島根の県産品認証制度の実施にあたっては、信頼を確保するため制度の適切

な運用が重要となる。

このため、安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要領（以下、「要領」とする。）の第５条に基づく現地審査（以下「現地審査」という。）について定め、適正な現地審査の実施を確保する。

（現地審査員）

第２　農林水産部長は次の要件を満たす者の中から現地審査員を任命する。

（１）農林産物　JＧＡＰ審査員研修又は県が実施する同程度の研修を修了した者

（２）畜産物　獣医師の資格を有する者。

（３）水産物　衛生管理に関する所定の研修を受講した者。

（生産施設）

第３　この規程でいう生産施設は、経営体が生産のために管理・使用する圃場、ホダ場、草地・畜舎、養殖場等及び施設とする。

２　施設は収穫、飼養、水揚げより後の工程を取り扱う生産物取扱い施設（以下「生産物取扱い施設」という。）、機具や資材の保管倉庫、衛生施設（トイレ、手洗い）、エネルギー関係（重油、電気等）、給排水、家畜の死体の保管場所、家畜排せつ物の管理施設等の関連施設等とする。

（現地審査の実施）

第４　農林水産部長は現地審査員を生産施設等に派遣（以下本条により派遣する現地審査員を「審査員」という。）し現地審査を実施する。

２　現地審査は、申請者又は申請者が指定した現地審査の結果に関し責任を負う者、若しくは申請団体の構成員の経営体の代表者又は経営体の代表者が指定した現地審査の結果に対し責任を負う者（以下「受審者」という。）の立会いのもと行う。

３　審査員は別に定める現地審査員証を携行しなければならない。

４　申請に関する事前指導に携わった者あるいは申請団体の構成員である者は、審査員になれない。

（個別認証の現地審査）

第５ 個別認証申請の現地審査（以下「個別審査」という。）は生産施設において下記により行う。

１　個別審査は、生産施設における状況が「生産工程管理基準」に適合しているかを確認する。

２　個別審査は1日以内で行う。

３　個別審査は、申請書記載産品が生産される全ての生産施設の現地確認を原則とする。

４　生産施設に施設等が複数ある場合は、審査員の判断により、代表的なものの現地確認により個別審査の実施とすることができる。

５　施設のうち生産物取扱い施設は全て現地確認を行なう。

（団体認証の現地審査）

第６　団体認証申請の現地審査は団体事務局の帳票等の保管場所、構成員が使用する生産物取扱い施設及び団体構成員の生産施設において下記により行う。

２　団体事務局の帳票等の保管場所においては、団体が「団体事務局基準」に適合しているかを確認（以下「事務局審査」という。）する。

（１）事務局審査は１日以内で行う。

（２）団体申請の現地審査は、原則として事務局審査をしたのち、他の現地審査を行う。

（３）本条の「団体事務局の帳票等の保管場所」は、保管している書架等の存する場所ではなく、団体事務局が帳票等を審査員に提示しやすい場所を意味する。原則、本趣旨で団体事務局から指定された場所で行う。

３　構成員が共同で使用する生産物取扱い施設においては、施設の状況及び生産物の取り扱い状況等が「生産工程管理基準」に適合するか確認（以下「生産物取扱い施設審査」という。）する。

（１）生産物取扱い施設審査は１カ所につき１日以内で行う。

（２）構成員が使用する生産物取扱い施設は全て現地確認を行なう。

４　団体構成員の生産施設においては、生産施設における状況が「生産工程管理基準」に適合しているかを確認（以下「構成員審査」という。）する。

（１）構成員審査の実施方法は個別審査に準じる。

（２）事務局審査終了から１ヶ月以内に構成員審査を終了する。

（現地審査時期）

第７　現地審査は、原則申請書の記載品目が生産施設内で成育中あるいは保管・選別・調整・洗浄・包装中であるなど存在している時期に実施する。

２　前項の存在している時期の詳細については別に定める。

（現地審査の方法）

第８　審査員は、記録、文書等や現地の確認、受審者からの聞き取り等により以下の手順により現地審査を実施する。

（1） 審査員は生産施設の管理状況等について認証基準の全ての管理すべきポイント（次条により省略可能なものを除く。）を確認し、それぞれ「適合」「不適合」「該当外」を決定する。

(2)　審査員は前項の「適合」「不適合」「該当外」の決定の妥当性を客観的に判断できるようそれぞれの項目毎に判断に関するコメントを記録する。

(3)　現地審査時に「不適合」の状態であった項目について、直ちに是正が可能なものは是正を確認したのち「適合」と決定して構わない。

(4)　審査員は確認後、結果を現地審査結果報告書（様式第１号）（及び不適合があった場合には不適合項目一覧（様式第２号））にまとめ、これを受審者に提示し結果の説明を行う。

(5)　前項の後、現地審査結果報告書（様式第１号）に、現地審査結果を認証審査委員会で公開することの同意を得、受審者、審査員それぞれが署名を行う。

(6)　審査員は現地審査結果報告書（様式第１号）（及び不適合があった場合には不適合項目一覧（様式第２号））の写しを受審者に交付する。

２　各管理すべきポイントの確認は抽出（サンプリング）調査で行うこととし、標本の抽出（サンプリング）は審査員が行う。

３　第１項第５号の受審者の同意が得られない場合は、改めて別の審査員によって現地審査を実施する。

（差分審査）

第９　要領第５条第1項第３号に該当する場合の確認を省略できるものは、次のとおりとする。

１　認証基準の管理すべきポイントのうち、ＡＳＩＡＧＡＰ又はＪＧＡＰ（以下「ＡＳＩＡＧＡＰ等」という。）と同一の内容でかつＡＳＩＡＧＡＰ等で必須とされている項目。

２　認証基準の管理すべきポイントのうち、ＡＳＩＡＧＡＰ等と同一の内容でかつＡＳＩＡＧＡＰ等で必須又は努力とされている項目のうち、ＡＳＩＡＧＡＰ等の認証審査時に適合が確認されているもの。

３　前項については受審者から示されたＡＳＩＡＧＡＰ等の認証審査の結果が記載された書類により確認をする。

（認証基準に達していない場合の措置）

第１０　審査員は現地審査で「不適合」と判断した項目について、不適合項目一覧（様式第２号）にその内容を付記し、申請者に交付する。その際、努力項目にかかる不適合については、「（努力項目）」等の表記を加えるなど、当該不適合が努力項目にかかるものであることを明示する。

２　審査員は現地審査で「不適合」と判断した項目について、申請者に対し是正報告を求めることができる。なお、努力項目にかかる「不適合」については、是正の実施の有無は認証の可否に影響しない旨を説明する。

３　是正報告に必要な資料（帳票の写し、写真）は、不適合項目一覧（様式第２号）により明示する。

４　是正報告書の提出期限は現地審査日から１ヶ月以内の間で審査員が設定する。

５　申請者が是正報告書（様式第３号）を農林水産部長に提出した場合は、現地審査員はその是正状

況の確認を行う。

６　前項の確認は、原則、本条第３項で求めた資料により行う。

７　前項により是正状況の確認ができない場合は予め申請者に通知の上、現地確認を行う。また、審査員が現地審査時に、前項の方法では是正の確認ができないと判断した場合も、是正状況の現地確認を行う。この場合、審査員は前項の方法では是正の確認ができない旨、現地審査時に受審者に説明を行う。

８　現地審査員は是正状況の確認を行なったのち、確認の結果を是正報告書（様式第３号）の所定の欄に記載する。

９　是正状況の確認は現地審査員であれば、現地審査を行った審査員でなくてもよい。

（農林水産部長への報告）

第１1 審査員は、現地審査を終えたのち、現地審査結果報告書（様式第１号）、第８第２項の「適合」「不適合」「該当外」の決定とコメントの記録、不適合項目があった場合は不適合項目一覧（様式第２号）、是正報告書が提出された場合は前項８号の結果を記載した是正報告書（様式第３号）を、要領第４条第３項の審査委員会開催の１ヶ月前までに農林水産部長に提出する。

２　第８第２項に該当する場合は、直ちに現地審査結果報告書（様式第１号）を農林水産部長へ提出する。

（守秘義務）

第１２　審査員は現地審査で知り得た情報を下記の情報を除き他へ漏らしてはならない。

（１）現地審査を実施する前から公知となっている情報。

（２）現地審査後、審査員の責によらず公知となった情報。

（３）認証審査に必要な情報で、現地審査結果報告書（様式第１号）により認証審査員会で公開することに受審者から同意を得た場合。

２　審査員は現地審査の実施にあたっては、冒頭で審査員には守秘義務があり、自身がそれを遵守する旨を受審者に伝えること。

３　現地審査時に提示を求める記録、文書等及び施設等には、営業秘密など秘密情報に該当するものが含まれるため写真を撮影する場合は予め受審者から同意を得ること。

（申請者への通知）

第１３　要領第５条第１項第１号に規定する申請者への実施通知時に、下記の現地審査への協力について連絡する。

（１）第４第２項に規定する受審者の現地審査への立会

（２）記録等を提示できるよう準備すること

（３）審査員による記録の収集への協力

２　審査員による記録の収集については前条の規定のとおり、現地審査時に改めて同意を得ること。

３　通知の例文は別紙のとおり。

（監査）

第１４　要領第１４条に定める監査は、本規程の現地審査を監査に読み替えて実施する。

（業務委託）

第１５　要領第１９条に基づき委託した場合は第４及び第１０の条項について「農林水産部長」を「業務受託者」に読み替えるものとする。

２　第８第３項の再度の現地審査は委託によらず実施する。

附則　この規程は平成２１年４月１日から施行する。

附則　この規程は、平成３１年１月１日から施行する。ただし、施行日において現に有効な認証にかかる監査については、当該認証の有効期間が満了するまでの間、従前の例により行う。

附則　この規程は令和２年４月１日から施行する。

附則　この規程は令和３年４月１日から施行する。

美味しまね認証の審査・監査時における申請品目の存在について

現地審査規程　第７の「申請書の記載品目が生産施設内で成育中あるいは保管・選別・調整・洗浄・包装中であるなど存在している時期に実施する。」については次のとおりとします。

（申請品目が「生産施設で成育中あるいは保管・選別・調整・洗浄・包装中であるなど存在している」状況を以下「存在」という。）

１　審査

（１）新規

①　申請品目は、栽培から出荷に至る一連の工程が、原則１サイクルされていることが確認できることが必要です。（リスク評価をする上で必要なため）

　　なお、果樹など出荷までに時間がかかる品目を育成中の場合や、周辺に生産組織等栽培状況がわかる事例がありリスク評価ができる場合は、出荷の実績がなくても申請は可能とします。ただし、作付け、栽培を全くしていない場合は審査ができません。

②　現地審査時には認証申請品目が存在しており、栽培から収穫を含む工程について、申請した認証基準に沿ったＧＡＰの実践（記録類を含む）が３か月以上確認できることが必要です。よって保管期間のみ３か月以上のＧＡＰの実践（記録類を含む）の場合は、現地審査ができません。

③　基本認証を取得した品目で上位認証を申請する場合、現地審査時に原則認証申請品目が存在している必要がありますが、多品目を認証している場合は、現地審査当日に一部の品目が存在しない場合も、存在しない品目も含めて現地審査を実施します。存在しない品目も上位基準に沿ったＧＡＰの実践（記録類を含む）が原則３か月以上確認できることが必要です。ただし、ほ場・ハウスの回転の都合等で、現地審査時には全ての申請品目について３か月以上の記録がない場合は、他品目と同様のＧＡＰの実践（記録類を含む）をされる意向を確認します。

（２）更新

①　現地審査時に原則認証申請品目が存在しており、栽培と収穫を含む工程について、申請した認証基準に沿ったＧＡＰの実践（記録類を含む）が確認できることが必要です。

②　多品目を認証している場合は、現地審査当日に認証品目の一部の品目が存在しない場合も、存在しない品目も含めて現地審査を実施します。存在しない品目も認証基準に沿ったＧＡＰの実践（記録類を含む）が確認できることが必要です。

③　作付け、栽培等を休止されている状態では更新審査できません。

２　監査

（１）多品目の認証の場合

①　多品目を認証している場合の監査は、監査当日に認証品目の一部が存在しない場合も、存在しない品目も含めて現地審査を実施します。

　　　監査当日に存在しない品目で、前回の現地審査または監査後に栽培されているものは、記録類を確認し監査します。

②　前回の現地審査または監査時以降に作付け、栽培等がされていない品目については、今後の作付けの予定を確認し、現地審査報告書の審査総論欄に栽培されていない品目を記載します。

　　　なお、翌年以降の監査は、できるだけ別の品目を見ることができる時期に実施することとします。

（２）１品目の認証の場合

①　前回の現地審査または監査時以降に作付け、栽培等がされていない場合は、現地監査は実施できません。審査委員会で作付け、栽培等がされていない理由、今後の予定等を報告し、栽培を継続したい場合は、審査委員会に認証継続の可否を諮ります。

３　その他

認証品の栽培をやめたときには、認証取り下げ届（様式第８号　品目ごとの認証の場合）、あるいは、認証変更届（様式第５号　複数品目を１つの番号で認証している場合）を提出してください。

（別紙：依頼文例／農産物の場合）

１　認証基準審査時の対応

（１）立会

現地審査には、申請者等の農場管理の全般を把握している方の立会をお願いします。

（２）準備するもの

　　　認証基準に基づいた記録を確認できるものを準備ください。

　　　なお、必要に応じて、記録の一部の写しをいただきます。

（３）記録の取扱い

　　　現地審査では、ほ場及び施設等の現状の写真を撮影します。

　　　現地審査において知り得た情報、入手した記録の写し等は、認証審査における資料として使用します。

安全で美味しい島根の県産品認証制度現地審査・監査結果報告書

 様式第1号（第６関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  受 審 者 | 氏名又は団体名 |  |   |
| 住　所 | 〒 　　　島根県 　　　 　　 市・郡 |
|  町 番地 |
| ＴＥＬ |  |
| ＦＡＸ |  |
|  所属団体名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  審査対象 |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  審査員名 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　審査日 | 　　 年　 月 　日 |  |  審査時間 | 　　 時　　　分 ～　　　時　　　分 |

|  |  |
| --- | --- |
|  是正報告書提出期限 |  |

|  |
| --- |
| 審査総論 |

|  |
| --- |
| 受審者は、本報告書内容および審査時に提供した資料、写真等を、認証審査委員会で公開することに　　同意します　　同意しません |

受審者サイン 　審査員サイン

安全で美味しい島根の県産品認証制度現地審査・監査　不適合項目一覧

 様式第２号（第６関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  審査員名 |  |  品　　　目 |  |
|  受審者名 |  |  審査年月日 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目番号 | 不適合内容 | 要帳票 | 要写真 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**安全で美味しい島根の県産品認証制度現地審査（監査）是正報告書**

様式第３号（第６関係）

年　　月　　日

島根県農林水産部長　様

氏名又は名称

現地審査(監査)において指摘された不適合項目について、下記のとおり是正したので報告します。

記

１　現地審査（監査）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施年月日 |  年 　 月 　日 | 対象(品目) |  |

２　不適合項目および是正内容等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目番号 | 是　正　内　容 | 記録No. | 写真No. |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※不適合になった原因、改善内容、再発防止策等を記入してください。

|  |
| --- |
| ※　是 正 完 了 確 認  |
| 適合性の評価　：　適合　・　不適合 |
| コメント： |
| 確認日 | 年　 　 月　 　日 | 確認者 |  |

※印欄は記入しないでください。